

○佐倉市コミュニティセンターの運営に関する要領

平成十九年三月三十日

(趣旨)

第一条 この要領は、佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和六十二年佐倉市条例第十七号。以下「条例」という。）及び佐倉市コミュニティセンター管理運営に関する規則（昭和六十三年佐倉市規則第一号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、コミュニティセンターの使用の申請の受付、使用回数の制限、使用料の取扱いその他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要領において「コミュニティセンター」とは、佐倉市が設置した志津コミュニティセンター、西志津ふれあいセンター、和田コミュニティセンター及び佐倉コミュニティセンターをいい、個別に定める事項には、各固有の名称を付す。

2 この要領において「施設」とは、使用の申請を受け付け、使用に供するコミュニティセンターのホール、会議室等（市民風呂を除く。）をいい、個別に定める事項には、各固有の名称を付す。

3 この要領において「使用月」とは、使用日の属する月をいう。

4 この要領において「申請期間の開始月」とは、申請期間の最初の月をいう。

5 この要領において「申請期間の開始日」とは申請期間の開始月の初日（休所日を除く。）をいう。ただし、申請の受付順位を決定するための抽選会を開催するときは、第四条第五項に定める日をいう。

6 この要領において「休所日」とは、規則第三条に規定する休所日をいう。

7 この要領において「使用単位」とは、条例別表第一及び別表第三に定める使用料を定める使用時間の区分をいう。

(通常の使用申請の受付)

第三条 施設の使用の申請（以下「使用申請」という。）の受付は、施設の区分に応じ、規則第五条第一項に規定する申請期間内（休所日を除く。）に、使用しようとするコミュニティセンターの窓口へ申請者がコミュニティセンター使用申請書（規則別記様式第一号。以下「使用申請書」という。）を提出した順に行うものとする。ただし、次条に定める抽選により使用申請の受付を行う場合を除く。

2 使用申請の受付時間は、午前九時から午後五時までとする。

3 コミュニティセンターは、管理又は運営に支障がない範囲において、使用申請の受付時間を延長することができる。

(申請多数の場合の抽選による使用申請の受付)

第四条 多数の者から同時に同じ日を使用する使用申請が提出されることが予想されるときは、コミュニティセンターは、規則第五条第一項の申請期間の開始月において抽選会を

開催し、使用申請の受付の順位を決定する。

2 抽選会は、使用月ごとに行う。

3 抽選により使用申請の受付の順位が決定したときは、使用月の初日から末日までの範囲内において、第一順位者から順に使用する日を申請し、コミュニティセンターはこれを受け付ける。

4 第一項に規定する抽選会は、次の各号に定めるコミュニティセンターの区分に応じ、当該各号に定める日に行うものとする。ただし、コミュニティセンターの管理又は運営に支障があるときは、これを変更し、周知の上、別の日に開催する。

一 和田コミュニティセンター 十五日（十五日が休所日、土曜日又は日曜日に当たるときは、翌開所日）

二 佐倉コミュニティセンター 第二火曜日

5 抽選により使用申請の受付を行う場合における規則第五条第一項に規定する申請期間の開始日は、同項の規定にかかわらず、抽選会の参加者にあつては抽選日当日とし、それ以外の者にあつては抽選日の翌開所日とする。

（先行の使用予約又は使用申請の受付）

第五条 コミュニティセンターは、規則第十条の規定により、使用料が免除となる者の使用の予約（以下「使用予約」という。）及び使用申請を規則第五条第一項の申請期間前でも受け付けることができる。

（申請期間経過後の空き施設の使用申請の受付）

第六条 コミュニティセンターは、使用日の三日前までに使用申請をするものがない空き施設について、規則第五条第一項又は第二項の申請期間経過後であっても使用申請を受け付けることができる。

（使用予約の受付）

第七条 規則第八条の規定により使用の予約をしようとする場合であつて、第四条第一項に規定する抽選会を開催し、使用申請の受付順位を決定するときは、抽選日まで及び抽選日の翌開所日の午前九時までは使用予約をすることができない。

2 使用予約ができる時間は、電話による場合は午前九時から午後五時までとし、インターネットによる場合は午前零時から午後十二時まで（プログラムメンテナンスの時間を除く。）とする。

3 規則第八条第三項の規定により使用申請書の提出があつたときは、使用予約をした日に使用申請書の提出があつたものとみなす。

（和田コミュニティセンターの施設の使用申請の回数制限）

第八条 同じ者が同じ月に和田コミュニティセンターの施設について使用申請をすることができる回数は、次に定めるとおりとする。この場合において、一回の使用申請で連続して使用することができる日数は、条例第八条の規定により原則として三日以内（間に休所日があり、使用できない日を含む。）とする。

一 使用月の六か月前の申請期間の開始日（抽選会を行うときは、第四条第五項に定める日）から使用月の二か月前に該当する月の末日までにできるホールの使用申請の回数は、四回とする。

二 使用月の前月の一日以降は、ホールの使用申請の回数に制限は設けない。

（佐倉コミュニティセンターの施設の使用申請の回数制限）

第九条 同じ者が同じ月に佐倉コミュニティセンターの施設について使用申請をすることができる回数は、使用月の二か月前に該当する月の末日までは、ホール、会議室等の種類の別を問わず合計二回（土曜日、日曜日又は祝日に施設を使用する使用申請をした者は、一回）までとし、同じ種類のみを使用する場合の使用申請の回数は、各号に定めるとおりとする。この場合において、一回の使用申請で連続して使用することができる日数は、条例第八条の規定により原則として三日以内（間に休所日があり、使用できない日を含む。）とする。

一 使用月の六か月前の申請期間の開始日（抽選会を行うときは、第四条第五項に定める日）から使用月の二か月前に該当する月の末日までにできるホールの使用申請の回数は、二回とする。ただし、土曜日、日曜日又は祝日に施設を使用する使用申請をした者は、一回とする。

二 使用月の二か月前の申請期間の開始日（抽選会を行うときは、第四条第五項に定める日）から開始日の属する月の末日までにできるホール以外の施設の使用申請の回数は、二回とする。ただし、土曜日、日曜日又は祝日に施設を使用する使用申請をした者は、一回とする。

三 使用月の前月の一日以降は、ホール及びホール以外の施設の使用申請の回数に制限は設けない。

（使用申請書の申請者欄の記載事項）

第十条 使用申請書の申請者欄の記載事項は、別紙に定める。

（使用申請時の関係書類の添付又は提示の請求）

第十一条 コミュニティセンターは、使用申請書の内容を審査する際、使用の目的その他記載事項に疑義があるときは又は不明な点があるときは、規則第五条第四項の規定により申請者に必要な書類の添付又は提示を求め、明らかにしておかなければならない。

（条例別表の備考に定める用語の定義及び徴収の基準）

第十二条 条例別表第一（コミュニティセンターの使用料）及び別表第三（コミュニティセンターの利用料金）の備考に定める用語の意義は、次に定めるところによる。

一 条例別表第一の備考三及び条例別表第三の備考三の「市内在住者」とは、個人にあつては市内に住所を有する者をいい、法人にあつては主たる事務所又は営業所の所在地が市内である者をいい、法人でない団体にあつては団体の代表責任者、使用申請書に記載する連絡担当者及び団体構成員の半数以上の者が市内に住所を有し、かつ、日常の活動場所、拠点等が市内であるものをいう。

二 条例別表第一の備考四及び条例別表第三の備考四の「入場料及びこれに類するもの」とは、単価が千円を超えるものをいい、単価が千円以下のときは、割増使用料を徴収しない。

三 条例別表第一の備考四及び条例別表第三の備考四の「営利を目的として使用する場合」とは、次に掲げる者がコミュニティセンターを使用する場合をいう。

ア 民間営利事業者

イ 講師等が月謝を徴収する塾又は教室を運営する個人又は団体

ウ 利益を見込んで活動する個人又は団体

四 条例別表第一の備考五及び条例別表第三の備考五の「使用単位を超過した場合」とは、使用の許可を受けた使用単位の終了時間を超え、引き続いて使用する場合をいい、次の使用単位の開始の時間前までに終了しなかったときは、次の使用単位の使用料及び割増使用料を徴収する。

五 条例別表第一の備考五及び条例別表第三の備考五の「当該使用単位」とは、使用の許可を受けた使用単位のうち直前のものをいう。

(使用料の納入期限)

第十三条 コミュニティセンターの使用料は、使用日の三十日前までに納入しなければならない。ただし、使用申請の日が使用日の三十日前より後の日であるときは、使用申請の受付時に使用料を納入しなければならない。

(使用料を還付する場合の使用者の責めによらない理由)

第十四条 コミュニティセンターが規則第十一条第一項の規定による使用料の還付を行う場合において、使用者の責めによらない理由は、次に定めるとおりとする。

一 台風、降雪などの悪天候、自然災害等に起因する交通機関のまひにより、使用者がコミュニティセンターに来られなかったとき。

二 施設及びコミュニティセンターの設備の不良により、使用に供することができない場合で、コミュニティセンターが条例第七条第二項の規定により使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させたとき。

三 選挙会場に使用しなければならない場合その他行政運営の都合で、コミュニティセンターが条例第七条第二項の規定により使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させたとき。

(既納の使用料を他の使用料に充当しない取扱い)

第十五条 コミュニティセンターは、事務手続の簡素化及び明確化を図るため、還付の対象となった既納の使用料を受領すべき者に次に定める未納の使用料がある場合又は生じた場合においても、充当せず、還付する。

一 他の使用申請に係る使用料

二 前条第二号及び第三号に規定する使用者の責めによらない理由で許可の変更を受けたことにより生じた変更後に使用する施設の使用料

三 前条第二号及び第三号に規定する使用者の責めによらない理由で許可の取消しを受け、代替の使用申請に対する許可を受けた場合に生じた使用料

四 使用者の都合により使用する施設を変更したことにより生じた変更後に使用する施設の使用料

2 前項第二号から第四号までに規定する使用料は、新たな使用申請に基づくものとみなし、その全額を徴収するものとする。

(施設の管理上の事前協議)

第十六条 コミュニティセンターは、使用者の施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の管理を適切に行うため、使用者と事前に協議しなければならない。

一 使用者が施設外から機材を持ち込んで使用するとき又は施設の機材を使用するとき。

二 来場者が多数見込まれるとき又は駐車場の利用が多数見込まれるとき。

三 使用者が入場料及びこれに類するものを徴収するとき。

四 使用者が施設内で販売行為をしようとするとき。

五 使用者が施設の照明、音響設備等の操作に関し職員の説明又は協力を必要とするとき。

六 その他コミュニティセンターが必要と認めるとき。

(販売行為の許可)

第十七条 条例第十三条ただし書の規定により、コミュニティセンターの許可を受けて販売行為をすることができる者は、次のとおりとする。ただし、第一号に規定する者の販売行為は、講演会、学習会等に使用する資料又は講師の著作物の販売に限る。

一 営利を目的としない団体

二 規則第十条に規定する使用料の免除又は減額の対象となる団体

三 規則第十七条に規定する利用料金の免除又は減額の対象となる団体

四 その他市長が特に必要と認めた者

(指定管理者による管理)

第十八条 指定管理者が管理する志津コミュニティセンター及び西志津ふれあいセンターについては、第三条から第七条まで、第十条、第十一条及び第十七条の規定にかかわらず、指定管理者は、市長と協議の上、これらの規定に準じた取扱いをすることができる。

2 指定管理者は、使用申請の回数制限等について、より多くの市民等が施設利用の機会を得ることができるよう、市長と協議の上、自らが管理するもの以外のコミュニティセンターに準じた取扱いをすることができる。

(利用料金の取扱い)

第十九条 指定管理者は、志津コミュニティセンター及び西志津ふれあいセンターの利用料金については、市長と協議の上、第十三条から第十六条までに規定する使用料に関する規定に準じた取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前にコミュニティセンターが使用の承認した者又は使用申請を受け付けた者に対しては、従前のお取り扱いとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前にコミュニティセンターが使用の承認をした者又は使用申請を受け付けた者に対しては、従前のお取り扱いとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前にコミュニティセンターが使用の承認をした者又は使用申請を受け付けた者に対しては、従前のお取り扱いとする。

別紙（要領第10条）

使用申請書の申請者欄の記載事項

規則別記様式第1号に定めるコミュニティセンター使用申請書の申請者欄は、次により記載するものとする。

- 1 個人が、営利を目的としない使用をする場合
申請者の住所は使用者本人の住所を記載し、申請者の氏名は使用者本人の氏名を記載するものとする。
- 2 団体が、営利を目的としない使用をする場合
申請者の住所は団体の活動の拠点を記載し、申請者の氏名は使用する団体名及び団体の代表責任者の氏名を記載するものとする。
- 3 個人が、営利を目的として使用する場合
申請者の住所は営利活動の拠点を住所として記載し、申請者の氏名は使用者本人の氏名を記載するものとする。
- 4 団体が、営利を目的として使用する場合
申請者の住所は営利活動の拠点を住所として記載し、申請者の氏名は使用する団体名及び団体の代表責任者の氏名を記載するものとする。
- 5 自治会、町内会、区等の地縁組織が、総会又は役員会の会場として使用する場合
申請者の住所は地縁組織の会長等の代表者の住所を記載し、申請者の氏名は使用する地縁組織の名称及び会長等の代表者の氏名を記載するものとする。